

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
横浜市通訳ボランティアの9月以降の派遣について（連絡）

（公財）横浜市国際交流協会
事務局長 坂本 淳

日頃より、当協会の事業に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、横浜市通訳ボランティア派遣事業においては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、原則として対面通訳派遣は中止しておりますが、今後につきましては、次の通り遠隔通訳を導入し対応するとともに、一部の通訳については対面通訳派遣を行います。

各機関等におかれましては、何卒御理解、御協力いただけますようお願いいたします。

1 対面通訳の中止について

原則として、通訳ボランティアの現場への派遣による対面通訳は見合わせます。

ただし、一部の通訳については、従来通り通訳の派遣を行います。詳細については、「**3 対面通訳の派遣にあたって**」を御参照ください。

2 遠隔通訳での対応

感染拡大が懸念される状況下においても、面談・相談を急務に行う必要性が特に高く、通訳が不可欠であるものについては、次の方法で対応いたします。

<遠隔通訳の概要>

(1) 通訳内容

従来通り、区役所・小中学校・保育所等での手続き・相談の通訳

(2) 通訳場所・使用機器

- ・通訳ボランティアは、派遣窓口（横浜市国際交流協会または一部の国際交流ラウンジ）にて、通訳を行います。※通訳ボランティアが自宅で通訳をすることはありません。
- ・通訳者ボランティアが使用する電話またはタブレットは、派遣窓口の機器を利用します。

(3) 通訳方法の種類 ※区役所での通訳を例とします。

- ア. 電話受渡し通訳：区役所からの電話を派遣窓口にいる通訳ボランティアが受け、区職員と外国人が受話器を受渡しして通訳を行います。
- イ. スピーカー通訳：区役所の電話のスピーカー機能を利用し、区職員・外国人・通訳ボランティアが同時に音声を聞きながら通訳を行います。
- ウ. 三者通話通訳：区役所から受けた電話を三者通話で外国人の携帯電話とつなぎ、派遣窓口にいる通訳ボランティアが通訳を行います。
- エ. その他、場合によってタブレットによる映像通訳を行うケースも考えられます。
※映像通訳を行うケースは、通訳を行う際に現場での動きの確認が必要で、かつ、

所定の映像通訳用タブレットの利用が可能な場合に限ります。

(4)通訳時間

1件あたり30分程度。※ただし休憩を挟む場合は、最長2時間まで可

(5)通訳ボランティアへの支払い

派遣窓口への交通費として、当協会からボランティアには行政通訳（一般）2,000円、学校通訳1,800円の支払いを行います。また、行政通訳（専門）ボランティアには、事前打ち合わせと併せて4,000円の謝金の支払いを行います。

3 対面通訳の派遣にあたって

下記(1)～(4)の通訳については、対面通訳の必要性を鑑み、従来通り通訳の派遣を行います。

- (1)各区役所で実施する乳幼児健康診査
- (2)お子さんを対象とした発達検査（児童相談所、横浜市特別支援教育総合センター等）
- (3)市立中学校における進路面談・進路相談
- (4)その他特別の配慮を必要とする通訳（個別に御相談ください）

上記(1)～(4)に該当する場合は、下記の手順で派遣します。

また、対面通訳の実施にあたっては、次の感染対策にご協力ください。

- ・換気のできる空間で、2メートル以上の間隔をあけて座る。
- ・30分以内
- ・当日関わる全員（職員、外国人、ボランティア）がマスク着用、当日朝検温により平熱であることを確認する。
- ・現場で消毒薬の準備などの対策を行う。

- (1)事前に派遣窓口へお電話いただき、対面派遣の可否についてご確認ください。
- (2)「通訳ボランティア派遣依頼票」及び「横浜市通訳ボランティア感染予防対策チェック票」をメールまたはFAXでお送りください。
※チェック票に記載の項目を全て満たす必要はありません。
- (3)依頼内容に基づき、通訳ボランティアの派遣調整を行います。

4 期間

令和2年9月1日から当面の間

5 代替手段のお願いなど

- 当事業は市民の通訳ボランティアの協力を得て実施するものであり、感染リスクを完全に回避できない状況下において、ボランティアの確保が大変困難であるため、希望日時に通訳を実施できない場合があります。予めご承知おきください。
- 対応できる件数には限りがあります。できるだけ、下記状況に該当する場合は、当制度の利用はお控えくださいますようお願い申し上げます。
 - ・本人の同居親族等による通訳が可能な場合
 - ・庁内職員等で通訳が可能な場合
 - ・文書郵送等で対応可能な場合（申請など）
 - ・翻訳アプリ、自動翻訳機等の活用で対応可能な場合

- ・さらに感染リスクが低くなるまで、面談等の延期が可能な場合 など

6 今後の方針について

今後の感染状況によって、方針を変更することもあります。

担当：(公財) 横浜市国際交流協会
多文化共生推進課 布施・松田
TEL:045-222-1173
Email:shibora@yoke.or.jp